

市民税 県民税													納 入 申 告 書										
上 尾 市 長													(受付印)										
年 月 日提出																							
年 月 分					人 員			人															
退 職 手 当 等 の 支 払 金 額					十	億	千	百	十	万	千	百	十	円									
特別徴収税額		市 民 税																					
		県 民 税																					
特別徴収義務者	住 所 〒 又は 所在地																						
	氏 名 又は 名 称																						
	法人番号																						
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																							

1 お手数ながらご記入願います。

退職した日の属する年の1月1日現在の住所	上尾市																					
氏 名								生年月日														
勤 続 年 数	年	支払金額		円																		
特別徴収税額	市民税		円		県民税		円															

2

退職した日の属する年の1月1日現在の住所	上尾市																					
氏 名								生年月日														
勤 続 年 数	年	支払金額		円																		
特別徴収税額	市民税		円		県民税		円															

ご注意

左の納入申告書は退職所得に係る市民税・県民税がある場合にだけその者について記入します。

- 人 員：退職所得に係る市民税・県民税を納入する人員です。
- 支払金額：退職所得に係る市民税・県民税を納入する人に支払った退職手当等の金額です。
- 特別徴収税額：退職所得に係る市民税・県民税で市民税額と県民税額との合計額は納入書（表面）の退職所得分欄の金額と同額になります。

＜納入場所＞

（１）金融機関

埼玉県
埼玉県信用金庫
川口信用金庫
群馬銀行
青木信用金庫
武蔵野銀行
飯能信用金庫
東和銀行
城北信用金庫
栃木銀行
中央労働金庫
大光銀行
さいたま農業協同組合
埼玉縣信用金庫
ゆうちょ銀行・郵便局
(埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局)

※一部金融機関において、窓口での納入取扱いを終了する場合があります。
詳しくは金融機関へお問い合わせください。

（２）上尾市役所・支所・出張所

平方支所
大谷支所
原市支所
尾山台出張所
大石支所
上尾駅出張所
上平支所

＜納入場所＞

（１）金融機関

埼玉県
埼玉県信用金庫
川口信用金庫
群馬銀行
青木信用金庫
武蔵野銀行
飯能信用金庫
東和銀行
城北信用金庫
栃木銀行
中央労働金庫
大光銀行
さいたま農業協同組合
埼玉縣信用金庫
ゆうちょ銀行・郵便局
(埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局)

※一部金融機関において、窓口での納入取扱いを終了する場合があります。
詳しくは金融機関へお問い合わせください。

（２）上尾市役所・支所・出張所

平方支所
大谷支所
原市支所
尾山台出張所
大石支所
上尾駅出張所
上平支所